

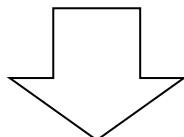
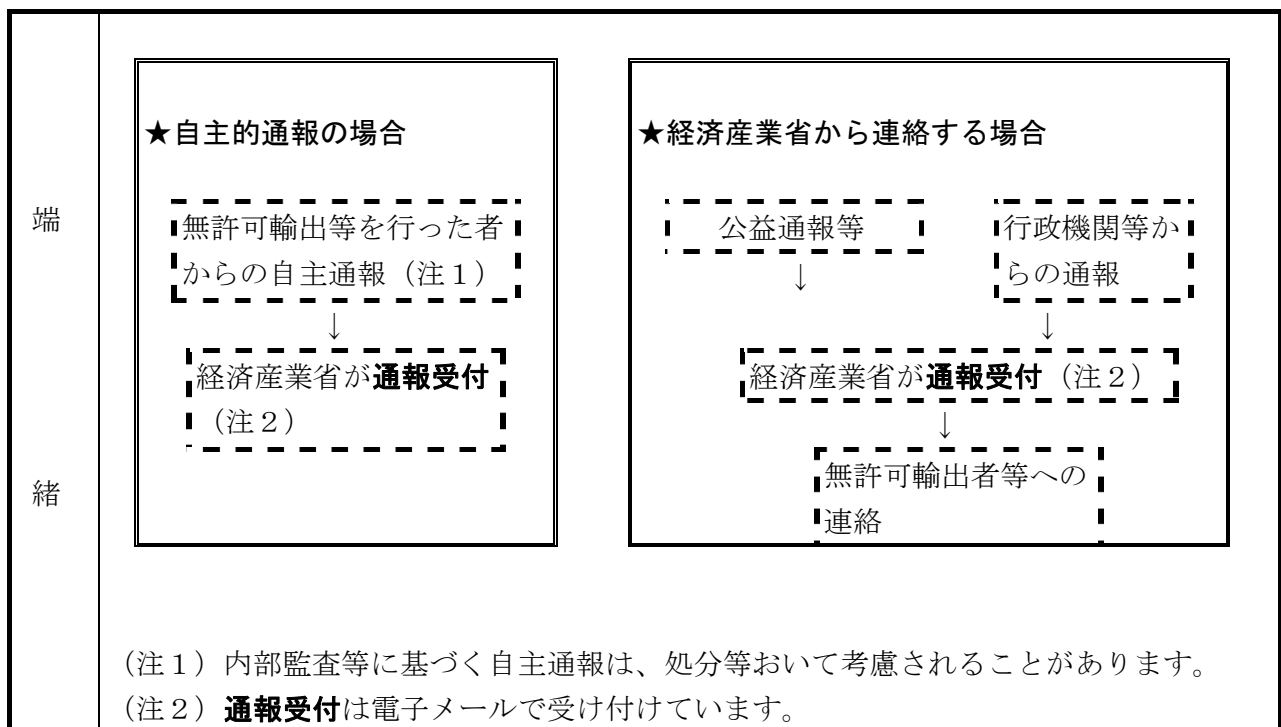
安全保障貿易に関する無許可輸出等の審査

目的

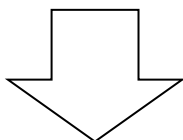
外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第48条第1項で規制対象となっている技術又は貨物を、経済産業大臣の許可を取得せずに提供又は輸出したことが明らかとなった場合、事後審査を行います。その目的は、

- ① 事後審査を通じて事実関係を解明（※）することです。
- ② 再発防止に取り組んでいただき、今後、同様の無許可輸出等を防止することです。

※ 事実関係の解明の結果、違反原因・実際の用途・事後審査に対する協力の程度等を考慮したうえで、刑事罰、行政制裁（３年以下の輸出等の禁止）、経済産業省貿易経済協力局長名による警告（原則企業名公表）等の処分・対応が行われることがあります。



事後審査	★ まず最初に無許可で提供された技術又は輸出された貨物について、懸念用途に用いられていないことの確認をお願いします。実際の用途は処分・対応決定の際の大きな考慮要因となります。（なお、原則として無許可輸出等がなされた貨物等については日本国への積み戻し等をお願いしています。） （調査方法） - 資料提出の依頼や提出された資料に基づく面談等を行い、必要に応じて報告徴収や立入検査を実施します。 - 法律に基づく報告徴収又は立入検査の場合には、当該要請に応じない場合又は虚偽報告の場合には刑事罰が科されることがあります。 - 事後審査に協力的か否かは、処分・対応の決定の際の考慮要因となります。 （調査項目：案件調査票様式（記載にあたっては、下記の「事後審査調査事項」を参照） 取り急ぎ１．当該無許可輸出に関する事項を連絡願います。） １．当該無許可輸出等に関する事項 （１）事案の概要 輸出者・提供者、貨物・技術、輸出先・提供先、最終需要者、貨物・技術の用途（現状を含む）、輸出許可・役務取引許可等の取得状況等 （２）事案の経緯 引き合いから無許可輸出等発覚までの輸入者・最終需要者等との経緯 （３）社内の管理体制及び違反の分析 社内の輸出管理体制、当該輸出に関する社内手続き、違反の原因 ↓ ２．過去５年間の輸出／技術提供に関する事項 ↓ ３．再発防止への取り組み - 違反原因等を分析し、同様の無許可輸出等を防ぐための取り組みを実施して頂きます。 - 半年後を目途に再発防止策の実施状況を報告していただく場合があります。
------	---



処分決定	違反原因や実際の用途等を考慮した上で、刑事罰、行政制裁（３年以下の輸出等の禁止）、経済産業省貿易経済協力局長名による警告（原則企業名公表）、経緯書又は報告書の提出（原則企業名非公表）、等の処分・対応が行われることがあります。なお、事案によっては当該企業が保有する包括許可が取り消される場合もあります。
------	--

通報受付

（１）自主通報の場合

- ・受付先：経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室
 - ・電話：03-3501-2841
 - ・E-mail：bzl-jigo-shinsa(at)meti.go.jp
- ※(at)は@に変換

（２）公益通報の場合

公益通報の場合は、下記を御参照ください。

<http://www.meti.go.jp/intro/consult/kouekitsuho.html>

事後審査調査事項

事後審査における調査は、別添の案件調査票を基に進めさせていただきます。調査内容は案件によって変わることがありますが、基本的には以下の項目を調査することになります（**案件調査票様式**を参照願います）。

自主的な通報の場合、取り急ぎ、１．の事項のうち、輸出者（提供者）の概要（名称）、貨物（技術）名称、該当する項番・省令、仕向国、輸入者概要（少なくとも名称）、最終需要者概要（少なくとも名称）、最終用途等の概要及び事案の経緯（いつ、どこで、誰が、どのように輸出を行ったのか）を通報願います。

１．当該無許可輸出に関する事項

(1) 事案の概要

①輸出者・提供者の概要

名称、本社・工場の所在地、設立年月日、代表者の肩書き・氏名、資本金、年間売上高、輸出実績、出資者及びその割合、従業員数、事業内容などをできるだけ詳細に記入してください。

契約当事者が複数であった場合は、実際に当該貨物輸出・技術提供を行ったのはどの社であるかを明確にしてください。

②貨物・技術の概要

・貨物・技術の概要

性能・スペックについて貨物等省令の規制値等と対比できるように詳細に記入してください。

また、製品のカatalog等がありましたら添付してください。

- ・製造会社名
- ・当該貨物・技術の数量・金額
- ・輸出令 別表第1、外為令 別表及び貨物等省令の該当項番

該当項番は正確に記入してください。過去の輸出・提供については、当時の法令で該非を判断してください。

③輸出先・提供先概要

名称、本社・工場の所在地、設立年月日、代表者の肩書き・氏名、資本金、年間売上高、出資者及びその割合、従業員数、事業内容、輸出者・提供者との過去の取引状況・実績などをできるだけ詳細に記入してください。

④当該貨物・技術の最終需要者の概要

名称、本社・工場の所在地、設立年月日、代表者の肩書き・氏名、資本金、年間売上高、出資者及びその割合、従業員数、事業内容、輸出者・提供者との過去の取引状況・実績などをできるだけ詳細に記入してください。

⑤最終用途等

- ・当該貨物・技術が最終的に何にどのように使われるのか、についてできるだけ詳細に記入してください。
- ・輸出された貨物・技術が最終需要者において何にどの様に利用されているかについてできるだけ詳細に報告してください。
- ・ストック販売などのために当該貨物・技術が再販売・再輸出される可能性がある場合は、その再販売先・再輸出先についてできるだけ詳細に記入してください。また、設計・製造技術を提供した場合、製造した製品の再販売先・再輸出先についてもできるだけ詳細に記入してください。

⑥輸出許可等の取得の有無その他

- ・包括輸出許可等の取得の有無
取得している場合には、許可番号、許可日、有効期限を記入してください。

(2) 事案の経緯

当該案件について引き合いから輸出・提供、発覚に至るまでの経緯を時系列的にできるだけ詳細に記入してください。

その際、経緯を裏付ける資料として、契約書、注文書、インボイス、パッキングリスト、税関からの輸出許可通知書等を添付してください。

(3) 社内の管理体制及び違反理由の分析

- ・社内管理体制の状況
社内での輸出管理規定、輸出管理の実施状況、内部監査・検査の実施状況などはどのような状況であったのか、について記入してください。
- ・当該輸出・提供に関する社内手続き
当該案件について引き合いから輸出・提供に至るまでに社内に関与した担当部署名、関与した担当者・役職者の氏名及び役職名、関与の程度、判断の経緯、輸出管理に関する認識状況な

どについてできるだけ詳細に記入してください。

・違反の原因

今後の再発防止への取り組みを検討するためにも、無許可輸出等に至った原因を十分に究明することが必要です。原因を究明するためには、以下のような点について検討していただき、記入してください。

- ① 社内の輸出管理体制・輸出管理規則の有無・その実施状況に問題はなかったか。
- ② 該非判定を行ったか、またその該非判定に誤りはなかったか。
- ③ 該非判定に誤りがあった場合、どこに問題があるのか。
- ④ 会社の規模・組織形態からして輸出管理はどのようにすべきであったのか。
- ⑤ これまでの輸出経験・実績から輸出管理はどのようにすべきであったのか。

2. 過去5年間の外為法違反案件の調査

無許可の輸出・提供が発覚した場合、原則として過去5年間の輸出・提供について当該事案の他に外為法違反があったかどうかの調査をお願いしています。具体的な調査内容・方法等につきましては、違反の態様等を考慮し、事後審査の過程の中でお願いすることとなります。

再発防止への取り組み例

再発防止への取り組み例としては、以下のようなものがあります。各社の実情に応じて最も効果的な取り組みをご検討ください。

- ① 輸出管理規定、輸出手続マニュアル等の作成
 - ② 社内における輸出管理体制（ダブルチェック体制等）の確立
 - ③ 該非判定手続きの制度化
 - ④ 用途・需要者確認の徹底
 - ⑤ 取引審査の徹底
 - ⑥ 外為法に基づく許可等の申請手続きの明確化
（包括許可使用の際の手続きも明確にすること）
 - ⑦ 出荷確認の徹底
 - ⑧ 社内監査の実施
 - ⑨ 社員・役員に対する教育の徹底
 - ⑩ 文書等の保存
 - ⑪ 判定に当たって疑義がある場合、及び違反が発覚した場合の行政庁への報告
-